




第一号様式

【表紙】
【提出書類】 変更報告書 No. 14
【根拠条文】 法第27条の26第2項
【提出先】 関東財務局長 
【氏名又は名称】 弁護士 江尻 隆
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
あさひ・狛法律事務所
【報告義務発生日】 平成18年7月21日
【提出日】 平成18年10月16日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 3名
【提出形態】 連名

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社ホリプロ
会社コード	9667
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都目黒区下目黒 1-2-5

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ピーター キャンディル アンド アソシエイツ (バミューダ) リミテッド (Peter Cundill & Associates (Bermuda) Ltd.) (以下「PCB」という。)
住所又は本店所在地	15 アルトン ヒル サウサンプトン エスエヌ 01 バミューダ (15 Alton Hill Southampton SN01 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1984年2月17日
代表者氏名	エフ・ピーター キャンディル (F. Peter Cundill)
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 佐藤りか
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			0
新株引受権証券 (株)	A	-	G
新株予約権証券 (株)	B	-	H
新株予約権付社債券 (株)	C	-	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M	N	O 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	0	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 18 年 7 月 21 日現在)	S	14,736,800
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) x 100)		0%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		10.49%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
2006年6月20日	株券(普通株式)	20,100	処分	
2006年6月21日	株券(普通株式)	21,200	処分	
2006年6月22日	株券(普通株式)	1,200	処分	
2006年6月23日	株券(普通株式)	100	処分	
2006年6月26日	株券(普通株式)	4,900	処分	
2006年6月27日	株券(普通株式)	5,100	処分	
2006年6月28日	株券(普通株式)	7,000	処分	
2006年6月29日	株券(普通株式)	5,300	処分	
2006年7月4日	株券(普通株式)	5,400	処分	
2006年7月5日	株券(普通株式)	5,500	処分	
2006年7月6日	株券(普通株式)	1,800	処分	
2006年7月7日	株券(普通株式)	3,800	処分	
2006年7月10日	株券(普通株式)	4,600	処分	
2006年7月14日	株券(普通株式)	1,200	処分	
2006年7月19日	株券(普通株式)	15,100	処分	
2006年7月20日	株券(普通株式)	15,900	処分	
2006年7月21日	株券(普通株式)	(注) 1,404,700	処分	

(注) 株式数はPCBが投資権限を有さないこととなった株式の数である。

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成 18 年 7 月 21 日付で提出者グループ内での組織改編が行われた結果、同日をもって PCB は投資決定権を有さないこととなった。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	キャンディル・オーバーシーズ（バミューダ）リミテッド (Cundill Overseas (Bermuda) Ltd.) （以下「COB」という。）
住所又は本店所在地	15 アルトン ヒル サウサンプトン エスエヌ 01 バミューダ (15 Alton Hill Southampton SN01 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2006年6月2日
代表者氏名	エフ・ピーター キャンディル (F. Peter Cundill)
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 佐藤りか
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			1,404,700
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計(株)	M	N	O 1,404,700
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	1,404,700	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年7月21日現在)	S	14,736,800
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) x 100)		9.53%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
2006年6月20日	株券(普通株式)	20,100	処分	
2006年6月21日	株券(普通株式)	21,200	処分	
2006年6月22日	株券(普通株式)	1,200	処分	
2006年6月23日	株券(普通株式)	100	処分	
2006年6月26日	株券(普通株式)	4,900	処分	
2006年6月27日	株券(普通株式)	5,100	処分	
2006年6月28日	株券(普通株式)	7,000	処分	
2006年6月29日	株券(普通株式)	5,300	処分	
2006年7月4日	株券(普通株式)	5,400	処分	
2006年7月5日	株券(普通株式)	5,500	処分	
2006年7月6日	株券(普通株式)	1,800	処分	
2006年7月7日	株券(普通株式)	3,800	処分	
2006年7月10日	株券(普通株式)	4,600	処分	
2006年7月14日	株券(普通株式)	1,200	処分	
2006年7月19日	株券(普通株式)	15,100	処分	
2006年7月20日	株券(普通株式)	15,900	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

上記Q. の株式数については平成 18 年 7 月 21 日付で提出者グループ内での組織改編が行われた結果、CIR (以下に定義する。) 及び CAM (以下に定義する。) も COB と同等に投資決定権を有している。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	665,440 (注)
上記 (V) の内訳	顧客の資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	665,440

(注) COB、CIR 及び CAM は共同で投資決定権を有しているため各提出者において同一の資金額を記載していません。

3 【提出者（大量保有者）／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	キャンディル インベストメント リサーチ リミテッド (Cundill Investment Research Ltd.) (以下「CIR」という。)
住所又は本店所在地	カナダ V6E 3R5、ブリティッシュ・コロンビア州、バンクーバー、 ロイヤル・センター、ウエスト・ジョージア・ストリート 1055 スイート 2150、 私書箱 11171 (1055 West Georgia Street, Suite 2150 P.O. Box 11171, Royal Centre Vancouver, BC Canada V6E 3R5)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1998年6月24日
代表者氏名	リサ・パンクラッツ (Lisa Pankratz)
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 佐藤りか
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			1,404,700
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M	N	O 1,404,700
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	1,404,700	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 18 年 7 月 21 日現在)	S	14,736,800
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) x 100)		9.53%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		10.49%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
2006年6月20日	株券(普通株式)	20,100	処分	
2006年6月21日	株券(普通株式)	21,200	処分	
2006年6月22日	株券(普通株式)	1,200	処分	
2006年6月23日	株券(普通株式)	100	処分	
2006年6月26日	株券(普通株式)	4,900	処分	
2006年6月27日	株券(普通株式)	5,100	処分	
2006年6月28日	株券(普通株式)	7,000	処分	
2006年6月29日	株券(普通株式)	5,300	処分	
2006年7月4日	株券(普通株式)	5,400	処分	
2006年7月5日	株券(普通株式)	5,500	処分	
2006年7月6日	株券(普通株式)	1,800	処分	
2006年7月7日	株券(普通株式)	3,800	処分	
2006年7月10日	株券(普通株式)	4,600	処分	
2006年7月14日	株券(普通株式)	1,200	処分	
2006年7月19日	株券(普通株式)	15,100	処分	
2006年7月20日	株券(普通株式)	15,900	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

上記Q.の株式数については平成17年4月30日付及び平成18年7月21日付で提出者グループ内での組織改編が行われた結果、COB及びCAMもCIRと同等に投資決定権を有している。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	665,440 (注)
上記 (V) の内訳	顧客の資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	665,440

(注) COB、CIR及びCAMは共同で投資決定権を有しているため各提出者において同一の資金額を記載していません。

4 【提出者（大量保有者）／4】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	キャンディル・アセット・マネジメント（バミューダ）リミテッド (Cundill Asset Management (Bermuda) Ltd.) （以下「CAM」という。）
住所又は本店所在地	15 アルトン ヒル サウサンプトン エスエヌ 01 バミューダ (15 Alton Hill Southampton SN01 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2006年6月2日
代表者氏名	エフ・ピーター キャンディル (F. Peter Cundill)
代表者役職	社長、ディレクター、アドバイジング・オフィサー兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 佐藤りか
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			1,404,700
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M	N	O 1,404,700
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M + N + O - P)	Q	1,404,700	
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 18 年 7 月 21 日現在)	S	14,736,800
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R + S) x 100)		9.53%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
2006年6月20日	株券(普通株式)	20,100	処分	
2006年6月21日	株券(普通株式)	21,200	処分	
2006年6月22日	株券(普通株式)	1,200	処分	
2006年6月23日	株券(普通株式)	100	処分	
2006年6月26日	株券(普通株式)	4,900	処分	
2006年6月27日	株券(普通株式)	5,100	処分	
2006年6月28日	株券(普通株式)	7,000	処分	
2006年6月29日	株券(普通株式)	5,300	処分	
2006年7月4日	株券(普通株式)	5,400	処分	
2006年7月5日	株券(普通株式)	5,500	処分	
2006年7月6日	株券(普通株式)	1,800	処分	
2006年7月7日	株券(普通株式)	3,800	処分	
2006年7月10日	株券(普通株式)	4,600	処分	
2006年7月14日	株券(普通株式)	1,200	処分	
2006年7月19日	株券(普通株式)	15,100	処分	
2006年7月20日	株券(普通株式)	15,900	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

上記Q. の株式数については平成 18 年 7 月 21 日付で提出者グループ内での組織改編が行われた結果、COB 及び CIR も CAM と同等に投資決定権を有している。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	665,440 (注)
上記 (V) の内訳	顧客の資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	665,440

(注) COB、CIR 及び CAM は共同で投資決定権を有しているため各提出者において同一の資金額を記載していません。

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) キャンディル・オーバーシーズ（バミューダ）リミテッド（Cundill Overseas (Bermuda)Ltd.）
- (2) キャンディル・インベストメント・リサーチ・リミテッド（Cundill Investment Research Ltd.）
- (3) キャンディル・アセット・マネジメント（バミューダ）リミテッド（Cundill Asset Management (Bermuda) Ltd.）

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券（株）			1,404,700
新株引受権証券（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計（株）	M	N	O 1,404,700
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） （M+N+O-P）	Q	1,404,700	
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L）	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年7月21日現在)	S	14,736,800
上記提出者の株券等保有割合 (%) ($Q / (R + S) \times 100$)		9.53%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		10.49%

(注) COB、CIR 及び CAM は共同で投資決定権を有しているため各提出者において記載された保有株券数と同一の株券数を記載しております。

CUNDILL OVERSEAS (BERMUDA) LTD.

Telephone: (441) 238 3710
Telecopier: (441) 238 8404

15 Alton Hill
Southampton SN 01
Bermuda


Mailing Address:
P.O. Box SN 117
Southampton SN BX
Bermuda

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that **CUNDILL OVERSEAS (BERMUDA) LTD.**, a company organized and existing under the laws of Bermuda ("COB"), does hereby appoint Messrs. Takashi Ejiri and Rika Sato, attorneys-at-law, of Asahi Koma Law Offices, severally and not jointly, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution, to represent COB in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of COB or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, COB has caused this Power of Attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 15th day of September, 2006.

CUNDILL OVERSEAS (BERMUDA) LTD.

By: 
Name: John R. Talbot
Title: Vice President, Director & Secretary

(訳文)

委任状

バミューダ法に基づき設立され存続する法人であるキャンディル・オーバーシーズ（バミューダ）リミテッド（以下「COB」という）は、本書により、あさひ・狛法律事務所の弁護士江尻隆氏及び同佐藤りか氏を、COBの真正かつ正当な代理人としてそれぞれ、共同代理人としてではなく任命し、日本の証券取引法第2章の3の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関しCOBを代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

上記の証として、2006年9月15日、COBはその名義で本委任状を下記署名人により作成した。

キャンディル・オーバーシーズ（バミューダ）
リミテッド

（署名）

役職：副社長、ディレクター兼秘書役

氏名：ジョン・アール・タルボット

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆




From CIR to COB (reports by co-owners)

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that CUNDILL INVESTMENT RESEARCH LTD., "CIR"), organized and existing under the laws of British Columbia, does hereby appoint CUNDILL OVERSEAS (BERMUDA) LTD., (COB) organized and existing under the laws of Bermuda, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent CIR in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, CIR has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 19th day of September, 2006.

CUNDILL INVESTMENT RESEARCH LTD.

By:  _____

Name: Lisa Pankratz

Title: President

(訳文)

委任状

カナダ国ブリティッシュ・コロンビア州法に基づき設立され存続するキャンディル・インベストメント・リサーチ・リミテッド（以下「CIR」という）は、本書により、バミューダ法に基づき設立され存続するキャンディル・オーバーシーズ（バミューダ）リミテッドを、CIRの真正かつ正当な代理人として任命し、日本の証券取引法第2章の3の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関しCIRを代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

上記の証として、2006年9月19日、CIRはその名義で本委任状を下記署名人により作成した。

キャンディル・インベストメント・リサーチ・リミテッド

(署名)

役職：社長

氏名：リサ・パンクラッツ

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆



CUNDILL ASSET MANAGEMENT (BERMUDA) LTD.

Telephone: (441) 238 3710
Telecopier: (441) 238 8404

15 Alton Hill
Southampton SN 01
Bermuda


Mailing Address:
P.O. Box SN 117
Southampton SN BX
Bermuda

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that **CUNDILL ASSET MANAGEMENT (BERMUDA) LTD.**, a company organized and existing under the laws of Bermuda ("CAM"), does hereby appoint **CUNDILL OVERSEAS (BERMUDA) LTD.**, a company organized and existing under the laws of Bermuda, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent CAM in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agent and attorney-in-fact deems necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, CAM has caused this Power of Attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 26th day of September, 2006.

CUNDILL ASSET MANAGEMENT (BERMUDA) LTD.

By: 
Name: John R. Talbot
Title: Vice President, Director & Secretary

(訳文)

委任状

バミューダ州法に基づき設立され存続する法人であるキャンディル・アセット・マネジメント（バミューダ）リミテッド（以下「CAM」という）は、本書により、バミューダ法に基づき設立され存続する法人であるキャンディル・オーバーシーズ（バミューダ）リミテッドを、CAMの真正かつ正当な代理人として任命し、日本の証券取引法第2章の3の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関しCAMを代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

上記の証として、2006年9月26日、CAMはその名義で本委任状を下記署名人により作成した。

キャンディル・アセット・マネジメント（バミューダ）
リミテッド

（署名）

役職：副社長、ディレクター兼秘書役
氏名：ジョン・アール・タルボット

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆

